

## 日本学生支援機構 緊急採用・応急採用奨学金の申込について

下記のとおり災害に遭った世帯の学生で日本学生支援機構の奨学金貸与を希望する学生は、[教育学部教務係\(sed-kyomu@grp.tohoku.ac.jp\)](mailto:sed-kyomu@grp.tohoku.ac.jp) まで申し出てください。

記

### 1. 対象者

**下記災害救助法適用地域の世帯の学生**

### 2. 災害救助法適用地域及び適用日

災害	災害救助法適用地域	適用日
<b>令和2年7月3日からの大雨による災害</b>	<b>【熊本県】</b> 八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町 <b>【鹿児島県】</b> 阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町	<b>7月4日</b>
<b>令和2年12月16日からの大雪による災害</b>	<b>【新潟県】南魚沼市、南魚沼郡湯沢町</b>	<b>12月17日</b>

※近隣の地域で、同等の災害に遭った世帯の学生並びに同地域に勤務し、勤務先が被災した世帯の学生も、適用地域に準じて取り扱われます。

### 3. 奨学金の種類等

#### ① 緊急採用 ⇒ 第一種奨学金（無利子）

- ◆貸与始期：災害救助法適用日の属する月以降で申込者が希望する月
- ◆貸与終期：2021年3月。ただし、「緊急採用奨学金継続願」を提出することにより翌年度末（2022年3月）まで貸与継続が可能です。その後も年度末ごとに同様の継続手続きを行うことで、修業年限の終了月まで貸与期間の延長ができます。
- ◆貸与月額：

課 程	貸与月額
修士・博士前期課程／専門職大学院課程	50,000 円・88,000 円 から選択
博士・博士後期課程／博士医・歯・薬学課程	80,000 円・122,000 円 から選択

## ② 応急採用 ⇒ 第二種奨学金（有利子）

- ◆貸与始期：2020 年 4 月以降で申込者が希望する月
- ◆貸与終期：修業年限の終了月まで
- ◆貸与月額：

課 程	貸与月額
修士・博士前期課程／専門職大学院課程 博士・博士後期課程／博士医・歯・薬学課程	50,000 円・80,000 円・100,000 円・130,000 円・150,000 円 から選択
法 科 大 学 院	※法科大学院のみ、上記のうち 150,000 円を選択した場合、 40,000 円または 70,000 円の増額可